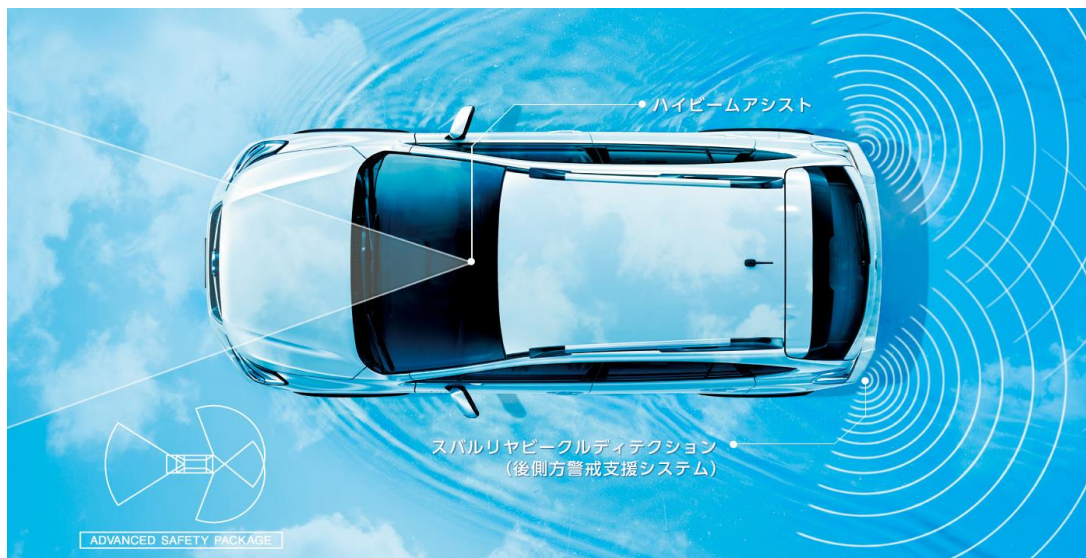


2015年 エコアクション21

環境活動レポート

対象期間2015年4月1日～2016年3月31日



三重スバル自動車株式会社

作成:2016年5月30日

目 次

目 次	頁
【1】対象範囲、レポートの対照期間及び発行日	1
【2】会社概要	2
1. 拠点配置一覧	3
2. 拠点概要	4
3. EA21推進組織図	5
【3】環境方針	6
【4】環境目標	7
【5】主要な環境活動計画の内容	8
【6】環境活動の取組結果と評価・次年度の取組み内容	9 10
【7】環境関連法規への違反、訴訟等の有無	11
【8】2015年度 代表者の評価、見直し	11

【1】対象範囲、レポート対象期間及び発行日

(1) 対象活動範囲

自動車販売修理(整備)業、部品、用品販売業、
損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業

(2) レポート対象期間

2015年4月1日～2016年3月31日

(3) 発行日

2016年5月30日

【2】会社概要

(1) 事業所名

三重スバル自動車 株式会社

(2) 所在地

三重県津市高茶屋小森町398

(3) 代表者氏名

代表取締役社長 三井 高春

(4) 環境保全関係の責任者及び担当者連絡先

責任者 営業支援部長 沼 耕一
事務局長 サービス部品部 市瀬 静男(西尾 輝英)
担当者 サービス部品部 山口 亮
連絡先 電話 059-271-6100 FAX 059-271-6033

(5) 事業の内容

自動車販売修理(整備)業、部品・用品販売業、損害保険代理業及び
自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業

(6) 事業の規模

活動規模	単位	2015年度
売上高	百万円	7,091
新車販売台数	台	2,078
中古車販売台数	台	1,432
従業員数	人	135
店舗数		新車7・中古車2 その他2

1. 拠点配置一覧



2. 拠点概要

事業所名	郵便番号	住所	連絡先	電話番号	FAX番号	面積(坪)		工場 資格	正社員			非正規	総合計	組織区分	
						土地	建物		セールス	サービス	総数				
1	本社	514-0817	三重県津市高茶屋小森町398	沼 耕一	059-271-6100	059-271-6033	1,297	602	—	—	—	10	2	12	A
2	四日市店 (部品センターを含む)	510-0064	三重県四日市市新正5-4-5	池田 勝美	059-353-2162	059-357-3386	1,417	646	指定	9	11	25	2	27	C
3	桑名店	511-0834	三重県桑名市大字大福寺字跡 470-1	浅野 靖	0594-22-1583	0594-22-1644	718	142	指定	5	7	13	1	14	C
4	鈴鹿店	513-0813	三重県鈴鹿市北玉垣町1680	牛尾 敏和	059-382-3270	059-383-6520	803	298	指定	5	6	12		12	C
5	津店	514-0102	三重県津市高茶屋小森町398	川北 素士	059-271-6000	059-271-6005	本社に含む		指定	8	8	17	1	18	C
6	松阪店	515-2122	三重県松阪市久米町1259-1	押田 元宏	0598-56-2711	0598-56-1715	986	400	指定	5	9	16		16	C
7	伊勢店	516-0051	三重県伊勢市上地町字下起 2682-2	星野 光生	0596-22-4815	0596-28-8259	620	220	指定	5	5	11		11	C
9	名張店	518-0613	三重県名張市小波田字猿間 1983-1	藤本 達也	0595-67-0111	0595-65-9000	1,163	291	指定	5	4	10		10	C
10	カーズポット 四日市	510-0064	三重県四日市市新正5-4-5	隠岐 貴光	059-353-2166	059-271-6005	368	22	—	3	—	4		4	B
11	カーズポット 津	514-0102	三重県津市高茶屋小森町398	河原 隆司	059-271-6006	059-232-9462	本社に含む		—	2	—	2	1	3	B
12	経路営業部 経路一課	510-0064	三重県四日市市新正5-4-5	石垣 憲司	052-352-2162	059-352-5195	四日市店に含む		—	3	—	3		3	B
13	経路営業部 経路二課	515-2122	三重県松阪市久米町1259-1	(兼)石垣 憲司	0598-56-2711	0598-56-1715	松阪店に含む		—	5	—	5		5	B

55 50 128 7 135

工場の資格で、指定は指定整備工場、認証は認証工場を示す

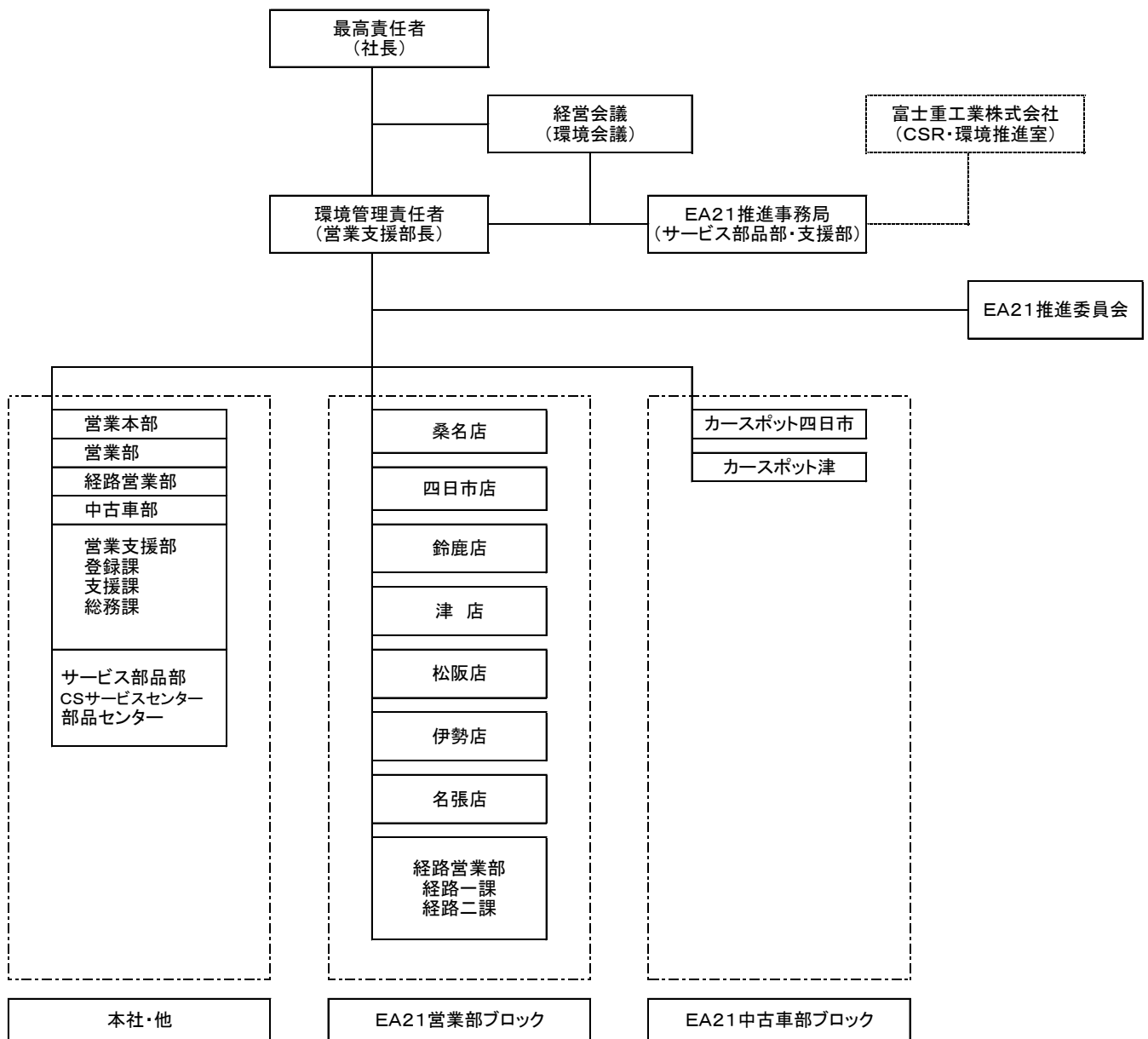
組織区分の意味

A=オフィス業務(事務所業務)

B=オフィス業務+自動車販売(新車、中古車)

C=オフィス業務+自動車販売(新車、中古車)+整備業務

3. EA21推進組織図



(注) EA21活動は全組織・全活動を対象として取り組む

【3】環境方針

《基本理念》

三重スバル自動車株式会社は、車の販売・整備等の事業活動から生ずる、地域や次世代の環境への影響を第一に考え、環境と調和のとれた持続的発展へ取り組みます。また、住みよい地域環境と、地球環境の保全を積極的に図り、事業経営の全領域で環境保全に配慮しつつ社会の発展に貢献してまいります。

《基本方針》

この理念のもと、当社が行なうスバル車及び部品の販売、整備、修理、保険業務に関する事業活動が環境に与える影響を考慮しつつ、以下の環境保全活動を推進します。

1. 事業活動の全領域で、省資源、省エネルギー、廃棄物の排出量削減、公害防止に配慮した事業活動、環境保全に努めます。
2. 環境汚染を未然に防止すると共に、定期的に環境監査を実施し環境マネジメントシステムと環境パフォーマンスが継続的に改善できるように推進し、環境経営の維持向上を図ります。
3. 環境に関する法規制、条例、及び当社が同意する指針、その他の要求事項を遵守します。
4. 特に次の環境に負荷を与える項目に対して、環境目標を設定及び実施運用手順を定めて取り組み、必要があれば見直しを行います。
 - ① 省エネルギーの推進(電力使用量、燃料使用量) 結果としてのCO₂発生量の削減
 - ② 省資源(水使用量、紙使用量)
 - ③ 廃棄物の排出抑制と適正処理(リサイクルの推進による廃棄物排出量削減)
 - ④ 化学物質の使用量の抑制及び管理の強化(PRTR法関連)
 - ⑤ 拠点周辺の清掃を積極的に行ない地域とのコミュニケーションを広げ地域の環境改善に貢献する
 - ⑥ グリーン購入法対象品の購入促進
 - ⑦ 事業活動の中でエコカー・エコ商品(エコオイル・エコタイヤ等)の販売を推進し、環境配慮に取り組む
5. この環境方針を全従業員に周知し、教育活動を推進し地域社会に貢献します。



エコアクション21
認証・登録番号0004068

制定日:平成21年4月1日

改定日:平成26年4月1日

三重スバル自動車株式会社

代表取締役社長 三井高春

【4】環境目標

当社の事業活動が環境に与える負荷を把握し、影響が大きいと考えられるエネルギーの使用量・廃棄物の排出量、及び水使用量の削減活動に重点をおき、環境負荷の低減及び環境汚染の防止に努めます。
 同時に、リサイクル・グリーン購入対象商品の購入促進等推進も積極的に取組めます。
 又、化学物質の抑制、事業活動の中で環境配慮に取組む。【エコカー・エコ商品(エコオイル・エコタイヤ等)の販売等】
 (ノルマルヘキサンを使用しているが、使用量が少ないため目標展開しない。日常の維持管理で使用量抑制を行なう。)

(1) 環境負荷の状況 *全社合計(数値実績)

項目	単位	2009年度(基準年度)	2014年度	2015年度	
電気使用量	kWh	817,846	694,323	669,830	
(削減率)		11%	15%	18%	
燃料	ガソリン	L	135,688	146,506	138,798
	灯油	L	1,160	0	0
	軽油	L	18,055	17,512	17,116
	重油	L	0	0	0
	LPG	m3	124.0	9.0	7.0
	都市ガス	m3	94.0	42.5	36.0
水使用量	m3	7,005	6,062	6,519	
(削減率)		4%	13%	7%	
産業廃棄物	t	197.50	141.60	163.90	
(削減率)		-5%	28%	17%	
二酸化炭素排出量	kg-CO ₂	753,104	755,393	732,252	
(削減率)		9%	0%	3%	
グリーン購入比率	%	—	22.4%	36.9%	
エコタイヤ販売比率	%	—	38.3%	58.7%	

(2) 環境目標 *全社合計

項目	単位	2016年度	2017年度	2018年度	
電気使用量	kWh	664,471	656,433	636,339	
(削減率)		0.8%	2%	5%	
燃料	ガソリン	L	137,133	136,022	134,634
	灯油	L	0	0	0
	軽油	L	16,705	16,774	16,602
	重油	L	0	0	0
	LPG	m3	7.0	6.9	6.8
	都市ガス	m3	35.6	35.3	34.9
	(削減率)		1.0%	2.0%	3%
水使用量	m3	6,382	6,323	6,193	
(削減率)		2%	3%	5%	
産業廃棄物	t	163.7	162.3	159.0	
(削減率)		0%	1%	3%	
二酸化炭素排出量	kg-CO ₂	703,185	696,662	682,681	
(削減率)		1%	2%	4%	
グリーン購入比率	%	39.0%	41.0%	43.0%	
(増加率)		2.1%	4.1%	6.1%	
エコタイヤ販売比率 ※	%	60.0%	62.0%	64.0%	
(増加率)		1.3%	3.3%	5.3%	

※ 2016年度のエコタイヤ販売比率目標は、スタッドレスタイヤを除いた比率とする。(2015年度実績は、58.7%)

※ 購入電力二酸化炭素排出係数は、2013年度の実排出係数0.513Kg-CO₂/kwhを使用。

※ 環境目標の「削減率」「増加率」は、2015年度を基準とする。

【5】主要な環境活動計画の内容

(1) 数値目標を達成するための取組み

① 電気使用量削減

- ・節電への取組強化を促す掲示を電源SW付近に貼り、不在時、不必要な照明の消灯を徹底する。
- ・冷暖房の室温管理(暖房22℃、冷房28℃) ・夏場、冬場の商談スペースの配置の考慮
- ・高圧デマンド監視装置導入による節電。
- ・広告灯19:30消灯
- ・サイン看板灯点灯、消灯時間の見直し
 - 春(3~4月)18:00~19:30
 - 夏(5~8月)19:00~19:30
 - 秋(8~11月)18:00~19:30
 - 冬(12~2月)16:30~19:30
- ・長期休暇時広告搭の消灯の徹底

② 燃料使用量削減

- ・効率的な代車等の使用により、社用車を削減する。
- ・エコドライブの推進、マタニティドライブの推進活動。(マタニティドライブとは妊婦さんや新生児が同乗しているつもりで運転を行うエコドライブです。)
- ・自動車運転は環境保全条例にもあるアイドリングストップを遵守する
- ・営業活動における顧客訪問時には効率的な巡回コースを設定し、燃料使用の無駄を無くし二酸化炭素の削減に努める。
- ・定期的な保守、整備(空気圧のチェック)を行なう。

③ 水道水の使用量削減

- ・水道の故障、水道管の破損時は速やかに管理担当者に連絡し修復を行なう。
- ・車両洗車時の節水。(蛇口を開きっぱなしにしない、こまめに開閉)
- ・蛇口付近に節水を呼びかける張り紙等を貼り節水に対する注意喚起をする。

④ 産業廃棄物の削減

- ・マニフェストの管理を徹底する。
- ・分別再資源化の推進。(可燃ごみ、紙ごみ、ダンボール、プラごみ)
- ・一般廃棄物は分別基準に従い適正に管理し一定量になったら許可業者に引渡す。
- ・廃クーラントの管理を徹底する。

(2) その他の取組

① 紙(コピー用紙)の使用削減。

- ・Eメールの活用(FAXの削減、ムダに印刷しない)
- ・コンプライアンスに違反しない裏紙使用の徹底
- ・余分なコピーをしない。(回覧等で済むものは回覧にし、コピー枚数を減らす。)

② 事務用品は、グリーン購入法適応品の購入に努める。

③ 廃自動車部品のリサイクルを遵守する。

- ・バンパー、バッテリー、(富士重工指定の有価による排出方法)

④ 環境関連法を遵守する。

⑤ PRTR物質使用量の把握・化学物質の使用量の抑制

⑥ 店舗での社会貢献環境保全活動を推進する。

- ・店舗周辺、近隣の清掃活動
- ・地域・自治会・町内会との協力

⑦ 事業活動の中で、エコ商品(エコタイヤ・エコオイル等)の販売を推進する。

⑧ 内部監査の実施。

【6】環境目標の実績及び環境活動の取組み結果と評価・次年度の取組み内容

(1) 数値実績

比較対象は2015年4月～2016年3月期間の環境負荷実績

項目	単位	2015年度目標	2015年度実績	削減達成率	評価	
電気使用量	kWh	685,991	669,830	2.4%	○	
燃料	ガソリン	L	143,283	138,798	3.1%	○
	灯油	L	0	0	-	-
	軽油	L	17,249	17,116	0.8%	○
	重油	L	0	0	-	-
	LPG	m3	8.5	7.0	17.6%	◎
	都市ガス	m3	41.6	36.0	13.5%	◎
水使用量	m3	5,995	6,519	-8.0%	△	
産業廃棄物	t	137.4	163.9	-16.1%	△	
二酸化炭素排出量	kg-CO ₂	729,949	710,880	2.6%	○	
紙(コピー紙)	kg	6,254	6,122	2.1%	○	
グリーン購入比率	個数(総購入数)／比率	30.0%	878(2,386)／36.9%	6.9%	○	
エコタイヤ販売本数	本(総販売数)／比率	60.0%	945(1611)／58.7%	-1.3%	△	

* 購入電力二酸化炭素排出係数は、2013年度の実排出係数0.513Kg-CO₂/kwhを使用。

評価の記号:◎ 目標値より大幅に削減達成 ○ 目標値の達成 △ 未達成

* 環境活動の意識の定着と取組みにより、電気、燃料の項目で計画以上の削減を達成することが出来、二酸化炭素排出量も削減することが出来た。しかしながら水使用量他の項目では削減が進まず、全項目での目標を達成はできなかった。

* 7年間の取組みは浸透しており、社員一人一人の意識、行動は高まっている。次年度は、以下の要因を一人一人が認識し、どう取組むかを考え指導しながら削減に努めます。

(2) 数値を達成するための取組み活動結果

① 電気使用量削減率.....○

・大型店舗の津店・本社、四日市店、松阪店が未達に終わったものの他拠点がカバーをし、全社的には達成できた。内容的にはどの店舗も来店、在庫車の増加があり工場での作業量増加等就業時間の延長や営業に支障がでない程度にショールーム内の温度環境を維持しながら全員が削減意識を持って取組んだ結果だと思う。

② 燃料使用量削減率.....全項目で○

・活動方法の効率化と、業務使用車へのエコカー導入増加が、ガソリン使用量削減の要因となっている。また、販売台数の落ち込みによる、ガソリン・軽油の使用量減もひとつの要因である。

③ 水道水の使用量削減率.....△

・目標に対して8.0%の増加となったが、在庫台数(洗車台数)に比例して使用量が増加した。又新車コーティング、中古車販売増による洗車も増加した要因である。

④ 産業廃棄物の削減率.....△

・在庫台数増による修理部品、タイヤ等の廃棄物の増加が要因と考えられる。併せて、全社で取組みを推進した5S運動により、整理整頓が進んだことも廃棄物増加の要因である。

⑤ 紙(コピー紙)削減の取組結果.....○

・店舗間では格差があるものの、在庫車の帳票作成、見積り等が増加したが出来るだけ余分なものは印刷しない、又裏面使用、メール使用、印刷枚数の削減意識等により全社では削減できた。
・J-SOX法・下請法・その他コンプライアンスに対応するための書類作成の慣れも一因と考えられる。

⑥ 一般ゴミの削減

・分別容器の設置と分別回収による資源のリサイクル推進と一般ゴミの削減の継続に取り組んだ。

(3) その他取組結果

・グリーン購入法対象物の購入を促進、意識も定着した結果、事務用品等の全体グリーン購入比率も計画以上に達成する事が出来た。

・エコタイヤの販売に取組み2014年度実績(58.3%)は僅かに超えることは出来ましたが、計画を達成することは出来ませんでした。(タイヤメーカー別の比率確認と推奨タイヤの提案)
2016年度も、エコタイヤ販売比率はスタッドレスタイヤを除いた実績とする。

(スタッドレスタイヤにはエコタイヤの設定が無いため)

(4) 次年度の主な取組み内容

上記の評価結果を踏まえ、次年度の主な取組み内容は以下とする。

- ① 電気使用量の削減
 - ・広告灯、サイン看板の消灯時間短縮を継続して行なう。
 - ・仕事量の平準化、効率化等による残業時間の削減、不要な照明の消灯。
 - ・冷暖房の室温管理(暖房22℃ 冷房28℃)を徹底する。
- ② 燃料使用の削減
 - ・エコドライブ10の推進。(急ブレーキ、急発進、急加速をしない、適正速度の遵守)
 - ・社用車のメンテナンス実施。(定期的な保守、タイヤの空気圧の適正維持)
 - ・営業活動における訪問の効率化。
 - ・無事故無違反コンクールへの参加
- ③ 水道水の削減
 - ・洗車時等蛇口を開けっ放しにしない。(こまめな開閉)
 - ・蛇口付近に節水を呼び掛ける張り紙を貼り節水の更なる意識付けを行う。
- ④ 産業廃棄物の削減
 - ・マニフェストの管理を徹底する。
 - ・分別再資源化の推進(可燃ごみ、紙ごみ、ダンボール、プラゴミ、鉄等)
 - ・保管場所の適正管理を徹底し、削減する。
 - ・化学物質の使用量の抑制・廃クーラントの管理徹底。
- ⑤ 事業活動の中でエコカー・エコ商品(タイヤ・オイル等)提案販売を推進し、環境配慮に取り組む。
- ⑥ その他
 - ・グリーン購入法対象物の購入促進。(事務用品、省エネ基準適合商品等)
 - ・紙(コピー用紙)の使用削減。
 - 車内文書のメールの活用による用紙の削減
 - コンプライアンスに違反しない裏紙の使用
 - 回覧で済むものは回覧とし、コピー枚数の削減に努める
 - ・環境関連法令を遵守する。
 - ・内部監査の実施。
- ⑦ 社会貢献、環境保全活動を推進する。
 - ・拠点周辺、近隣の清掃活動(周辺道路の清掃等)
 - ・地域、自治会、町内会との協力
 - ・自治体等イベントへの無償車両貸与
 - ・交通違反、交通事故撲滅運動への参加。
 - ・インターンシップ受け入れ(地域の中学生の社会体験)

【7】環境関連法規への違反、訴訟等の有無

(1) 適用となる主な環境関連法規

主な適用法規	要求事項
水質汚濁防止法	特定施設の届出(自動車自動洗浄装置等)
下水道法	排水施設の設置義務 特定施設の届出
廃棄物処理法	廃棄物の適正処理、廃棄物処理業者との委託契約 廃棄物の表示、保管管理、マニフェストの集計、報告
消防法・市町村の火災予防条例	少量危険物貯蔵所の届出、火気厳禁
騒音規制法	特定施設の届出 (エアコンプレッサー等)
浄化槽法	浄化槽等の管理、11条水質検査、年4回の保守点検、年1回の清掃
化管法 (PRTR法)	ノルマルヘキサン (CAS番号110-54-3) が該当するが、取扱量少量 (100kg以下) のため届出不要
自動車リサイクル法	引取業者・フロン回収業者登録、許可標識掲示、使用済自動車の適正処理
フロン排出抑制法	3ヶ月に1回以上の簡易点検実施
グリーン購入法	特定調達物品の購入 紙類、文具類、自動車等、照明、OA機器、エアコン等
家電リサイクル法	特定家庭用機器廃棄物の適正な排出 テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機
三重県生活環境の保全に関する条例	環境への負荷の低減による生活環境の保全及び保護 自動車等のアイドリングストップ自動車の効率利用、必要な整備、適正な運転
三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例	委託処分業者が処分する能力を現に有していることを確認すると共に規則に定める事項を記録し、5年間保存をすること

(2) 違反、訴訟等の有無

上記に示す環境関連法規の遵守状況を点検した結果、当社における環境関連法規への違反はありません。

なお、関係当局よりの違反等の指摘は過去7年間ありません。

【8】代表者の評価・見直し

(1) 環境方針

基本方針は、変更の必要性は無く現状のまま継続する。

(2) 評価

拠点の新築・統廃合後一年が経過し、前年実績との比較判定では電気、燃料については前年比、計画比とも達成出来たものの、増加した水使用量・産廃については、それぞれの原因を店舗毎分析し、内容を横展開をし今年度の取組みに生かす必要がある。

取組みから7年が経過し、環境への意識は定着し高くなっているが、慣れも発生していることは否めない。

日々の仕事に振り回され、細かな点に妥協していないか、今一度取組みを確認する必要がある。

上記を踏まえ、今年度も全員で環境保全活動、社会貢献活動に取り組み、会社全体のレベルを上げて行きたい。

(3) 見直し

ガイドラインに沿った取組み内容の再確認